

藤崎こうき区議（墨田区議会自由民主党）のパワハラ疑惑は、政治倫理条例に基づき調査特別委員会を設置して、真相解明と再発防止にとりくむことを強く求めます

墨田区議会自由民主党の藤崎こうき区議から、区の職員がパワハラを受けたとして、2月25日に担当部長から議長に告発がありました。その内容は、ある課の窓口を訪れた藤崎区議が、職員に対して高圧的な態度を取ったというもので、明らかにハラスメントです。

政治倫理条例（墨田区議会議員の政治倫理に関する条例）は、議員の「政治倫理規準」について「その権限又は地位を利用して嫌がらせをし、強制し、強要し、若しくは圧力をかける行為をしないこと、又は人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと」と定め、さらに「政治倫理規準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない」としています。

ところが、藤崎区議は言い訳に終始しており、ハラスメントだと認めようとしていません。また、政治倫理条例は「区民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければならない」としていますが、議長からの報告や解決に向けた協議も、各派幹事長会や各派交渉会など、区民の目の届かないところでの対応に終始しています。

よって、日本共産党墨田区議会議員団は、政治倫理条例に基づき調査特別委員会を設置して、公開の場で真相解明と再発防止に取り組むことを強く求めます。

2025年3月28日

日本共産党墨田区議会議員団

墨田区議会議員の政治倫理に関する条例（抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は～墨田区議会の議員が、区民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えとともに、区民が区政に対する正しい認識及び自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割）

第 2 条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければならない。

（政治倫理規準）

第 5 条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

(1) 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は区民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。

(4) その権限又は地位を利用して嫌がらせをし、強制し、強要し、若しくは圧力をかける行為をしないこと、又は人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。

2 議員は、前項の規定又は法令、条例等に違反する行為（重大なものに限る。）を行った場合は、速やかに議長に報告しなければならない。

3 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに議会としての対応を協議するものとする。

4 議員は、第 1 項に規定する政治倫理規準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

（調査の請求）

第 9 条 議員が第 5 条から前条までの規定に違反し、又は法令若しくはこの条例以外の条例に違反する行為（以下「遵守義務違反行為」という。）をした疑いがあると認めるときは、区民にあっては議員の選挙権を有する者の 1,000 人以上の連署をもって、議員にあっては議員定数の 8 分の 1 以上の者の連署をもって、議長に対し、調査の請求をすることができる。

2 議長は、前項に規定する調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書類について確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者にその補正を命ずることができる。

(議員政治倫理調査特別委員会の設置等)

第 10 条 議長が前条第 2 項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めるときは、議会の議決により議員政治倫理調査特別委員会を設置し、当該調査請求に係る事案の審査を委員会に付託する。

2 委員会の委員の定数は、8 人とする。

(遵守義務違反の審査等)

第 11 条 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、遵守義務違反行為の存否及び必要な措置について審査する。

2 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、付託の日から 60 日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。

3 委員会は、調査請求の対象となる議員に弁明の機会を与えなければならない。

4 委員会が遵守義務違反があると決した場合の被請求議員に対する措置は、次のとおりとする。ただし、2 以上の措置を併せて講ずるよう決することを妨げない。

- (1) 議場における議長の注意
- (2) 議場における謝罪文の朗読
- (3) 一定期間の出席停止勧告
- (4) 議会の特別委員の辞任勧告
- (5) 議長等の役職辞任勧告
- (6) 議員の就任する附属機関委員の辞任勧告
- (7) 議員辞職勧告

5 委員会は、遵守義務違反がないと決したときは、被請求議員の名誉を回復する措置を、併せて決定しなければならない。